

○松阪市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成25年3月15日規則第4号

改正

平成27年5月21日規則第38号

平成28年3月25日規則第4号

令和3年3月31日規則第40号

令和4年9月30日規則第72号

令和7年4月1日規則第 号

松阪市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号。以下「政令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前審査機関による技術的審査)

第2条 法第53条第1項の規定による認定又は第55条第1項の規定による変更の認定の申請をしようとするものは、あらかじめ、市長が別に定める機関(以下「事前審査機関」という。)により、申請に係る低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。)が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(市長が必要と認める図書)

第3条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条による審査を受けた場合にあっては、当該事前審査機関が交付する適合証の写し
- (2) 省令第41条第1項に規定する付近見取図は、縮尺2500分の1の都市計画図とする。
- (3) BELSに基づく評価書の交付を受けた場合(法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。)は、評価書の写し
- (4) 低炭素建築物新築等計画に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合(法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)は、設計住宅性能評価書の写し
- (5) 誘導基準告示Ⅱの第1の6に規定する基準において、登録住宅型式性能認定等機関(品確法第44条第3項に規定する機関をいう。以下同じ。)が行う住宅型式性能認定(品確法第31条第1項に規定する認定をいい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合するものである

ときは、当該型式に係る住宅型式性能認定書の写し

- (6) 法第54条第2項(第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの**確認審査**を要する場合(**同項各号に掲げる確認審査**を同項ただし書の要件を備える**建築主事等**が審査する場合を除く。)にあっては、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合性判定通知書の写し

(7) 委任状(任意様式)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(市長が不要と認める図書)

第4条 省令第41条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 前条第4号の規定により、認定書等の写しを添えた場合にあって、当該認定書等において低炭素建築物新築等計画の認定申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める書類

(市長が認めるその他の基準)

第5条 誘導基準告示Ⅱの第2に規定する建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、市長が認める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該建築物が、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が行う建築環境総合評価システムに基づく環境効率BEEのランクがA以上又はライフサイクルCO₂(温暖化影響チャート)のランクが星3以上の評価であること。

(2) 前号による建築物の評価は、CASBEE評価員登録制度要綱に規定するCASBEE評価員が行い、評価員登録証の写しを添付すること。

第6条 削除

(報告の徴収)

第7条 法第55条第1項に規定する認定建築主(以下「認定建築主」という。)は、申請に係る建築物の建築工事が完了したときは、速やかに、工事完了報告書(様式第1号)に次の各号に掲げる図書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 次の各号に掲げる者のいずれかにより、認定低炭素建築物新築等計画に従って、当該建築工事が行われたことを確認した完了確認書(様式第2号)の写し

ア 建築基準法第5条の6第4項の規定に基づく工事監理者が定められている場合は、当該工事監理者

イ ア以外の場合は、工事施工者

(2) 建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の規定による完了検査を要する工事の場合は、当該検査済証の写し

(3) 前号の完了検査を要しない工事の場合は、工事の完了を確認することができる

写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書等

- 2 認定建築主は、前項の報告以外に法第56条の規定による報告を求められたときは、速やかに、認定低炭素建築物新築等計画状況報告書(様式第3号)に前項第1号ア又はイに掲げる者のいずれかにより、認定低炭素建築物新築等計画に従って、当該建築工事の状況を確認した状況確認書(様式第4号)の写し及びその他必要な図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(建築工事の取りやめ)

第8条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届(様式第5号)に、省令第43条又は第46条に規定する通知書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項による工事取りやめ届を提出したときは、当該認定は取り消しとなり、認定当初より無効となる。

(認定申請の取下げ)

第9条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による申請を行ったものが、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。また、当該認定申請手数料は返還しない。

(軽微な変更)

第10条 認定建築主は、認定を受けた建築物の工事が完了するまでに、次の各号に掲げる変更をしようとするときは、軽微な変更届(様式第7号)に必要な図書等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第44条に規定する軽微な変更

(2) 低炭素建築物新築等計画に基づく建築物又は住戸の名義変更

(認定しない旨の通知)

第11条 市長は、法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請に係る計画が法第54条第1項に規定する認定基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第12条 市長は、法第57条の規定により改善命令をするときは、改善命令書(様式第9号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第13条 市長は、法第58条の規定により低炭素建築物新築等計画の認定を取り消すときは、認定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年5月21日規則第38号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第4号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第40号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月30日規則第72号)
(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の松阪市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の松阪市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に基づいて提出された申請書とみなす。

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年 月 日規則第 号)